埼玉県報

埼玉県発行

目　次

告　示
○家畜伝染病予防法に基づく消毒に関する告示（畜産安全課）　一

告　示

埼玉県中央家畜保健衛生所長
埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第一号
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十年五月九日

埼玉県中央家畜保健衛生所長　水　島　健　雄
埼玉県川越家畜保健衛生所長　北　野　俊　明
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長　漆　畑　憲　二

一　実施の目的
　高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
二　実施する区域
　県内全域
三　対象農場
　鶏、あひる、うずら又は七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数の合計が千羽以上の農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を実施している農場を除く。
四　実施すべき者
　三の農場において飼養される鶏等の所有者
五　実施の期日
　平成二十年五月十三日（火）から同年五月三十一日（土）までの間
六　消毒方法
　鶏等を飼養する鶏舎周囲及び農場外縁部のうち、家畜保健衛生所長が指示する場所に消石灰を散布する。
七　その他
　本告示による消毒作業が終了した場合は、直ちに当該農場の住所地を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。
イ　埼玉県中央家畜保健衛生所
　埼玉県さいたま市北区別所町百七番地一（郵便番号三三一―〇八二一）　電話〇四八―六六三―三〇七一　ファクシミリ〇四八―六六六―八七三一　電子メール m633071@pref.saitama.lg.jp
ロ　埼玉県川越家畜保健衛生所
　埼玉県川越市大字石田百五十二番地（郵便番号三五〇―〇八三七）　電話〇四九―二二五―四一四一　ファクシミリ〇四九―二二六―九六五三　電子メール r254141@pref.saitama.lg.jp
ハ　埼玉県熊谷家畜保健衛生所
　埼玉県熊谷市円光一丁目八番三十号（郵便番号三六〇―〇八一三）　電話〇四八―五二一―一二七四　ファクシミリ〇四八―五二六―一〇六三　電子メール k211274@pref.saitama.lg.jp

発行日	毎週火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円（郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二一一一（代表）
発行所	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一（代表）